

2023 年 12 月 15 日

公益財団法人日本バスケットボール協会
2023 年度（7-6 月期）第 6 回理事会 報告

日時:2023 年 12 月 15 日（金）14:00～16:00

会場:WEB 会議（*一部 JBA 会議室にて対面）

【報告内容】

1. 裁定委員会からの答申について
2. 日本代表招集プロセスの改定について
3. その他、報告事項
 - (1) 将来構想委員会各部会の活動について

以上

1. 裁定委員会からの答申について

裁定委員会から答申のあった下記 6 事案について、以下の通り懲罰を科すことが承認された。

1) 高等学校バスケットボール部指導者による暴言・不適切行為

(対象者氏名等詳細非公表)

< 事案の概要 >

- ・所属部員複数名に対する暴言行為（自尊感情を傷つける暴言）
- ・所属部員複数名に対する不適切行為

< 懲罰理由 >

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

< 懲罰内容 >

譴責（始末書を取り、注意し戒める）

※懲罰の起算日：2023 年 12 月 15 日（理事会決定の日）

2) U15 カテゴリーのクラブ指導者による暴言・不適切行為

(対象者氏名等詳細非公表)

< 事案の概要 >

- ・所属選手に対する不適切行為（活動に著しい影響を及ぼす不適切行為）
- ・所属選手に対する暴言行為（自尊感情を傷つける暴言）

< 懲罰理由 >

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

< 懲罰内容 >

本協会の登録資格を、2023 年 12 月 15 日（懲罰決定の日）から 1 年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について 1 年間停止）する。

3) 中学校バスケットボール部指導者による暴力・暴言行為

(対象者氏名等詳細非公表)

< 事案の概要 >

- ・所属選手複数名に対する暴力行為（ビブスをつかむ、胸または肩付近を押す有形力の行使）
- ・所属選手に対する暴言行為（恐怖心を与える発言、自尊感情を傷つける暴言）

< 懲罰理由 >

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

< 懲罰内容 >

本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から 6 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について 6 か月間停止）する。

4) 高等学校バスケットボール部指導者による暴力・暴言行為

(対象者氏名等詳細非公表)

< 事案の概要 >

- ・所属選手複数名に対する暴力行為（自身の靴を当てる、腹部を拳で強く押す有形力の行使）
- ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を否定し、自尊感情を傷つける暴言）

< 懲罰理由 >

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

< 懲罰内容 >

本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から 1 年 6 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について 1 年 6 か月間停止）する。

5) 高等学校バスケットボール部指導者による不適切行為

(対象者氏名等詳細非公表)

< 事案の概要 >

- ・所属部員複数名に対する不適切行為

< 懲罰理由 >

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

< 懲罰内容 >

譴責（始末書を取り、注意し戒める）

※懲罰の起算日：2023 年 12 月 15 日（理事会決定の日）

6) 高等学校バスケットボール部指導者による暴力行為

（対象者氏名等詳細非公表）

< 事案の概要 >

- ・所属選手複数名に対する暴力行為（平手で頭部を叩く、胸ぐらをつかみ引っ張る、腹部を拳で叩く等の有形力の行使）

< 懲罰理由 >

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

< 懲罰内容 >

本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について1年間停止）する。

■懲罰の公表については、JBA公式サイト「懲罰の公表」ページをご参照ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/jba/sanction/>

2. 日本代表招集プロセスの改定について

FIBA が定める規約『FIBA INTERNAL REGULATIONS』との整合性を図ることを目的に特別委員会「男子日本代表強化検討委員会」にて検討された「代表招集プロセス」の改定案と、それに伴う技術委員会規程（代表招集に関する事項）、裁定委員会規程およびプロフェッショナル統一契約書の一部改定について提案され、議論ののち承認された。

[改訂内容]

○日本代表招集プロセス再改定

「FIBA 内規 Book3『代表招集を拒んだ場合の条項』」を技術委員会規程へ取り入れる。

①「招聘通知書」を受けた者は、辞退理由の正当性にかかわらず、代表活動を辞退する場合は、FIBA が定める WINDOW 期間中の公式戦への出場は認めない。

②①とは別に、辞退理由に正当性が認められない場合においては、FIBA 内規「10日間の出場停止を課することができる」に基づき、「FIBA の定める WINDOW 期間の出場停止に加えて『3 試合の公式戦出場停止』を課することができる」とする。

③併せて、対象選手は「不服申立」ができることを導入する。

[その他特記]

○関連規程等改定案については、本件「代表招集プロセス再改定」の確認後、規程改定を再度法務委員会へ提案し、理事会に諮ることとする。

○本内容は 5 人制男女 A 代表の招集プロセスが対象となり、現状において 3 人制については対象外とする。

○本件については、後日「男子日本代表強化検討委員会」によるメディアブリーフィング等を通じて外部公表を行うこととする。

3. その他、報告事項

(1) 将来構想委員会各部会の活動について

将来構想委員会（委員長：渡邊信治事務総長）における下記各検討部会の活動状況および今後の予定が報告された。

- ①男子日本代表強化検討部会（部会長：島田副会長）
- ②女子日本代表強化検討部会（部会長：高橋副会長）
- ③スポーツ団体ガバナンスコード対応検討部会
- ④3x3検討部会

※現状で未定の各部会長および部会構成、事務局幹事については委員長（事務総長）が任命し、委員長 は各部会へ出席する。

以上